

板橋区立郷土資料館運営協議会要綱

(平成28年3月25日教育長決定)

(設置)

第1条 東京都板橋区立郷土資料館（以下「館」という。）の適正な運営を図るため、板橋区立郷土資料館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会は、次の各号に定めるもののうちから、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 住民の代表

(3) 教育関係者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会は、館の運営に関し、教育委員会に対して意見を述べることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。